**令和８年（フ）第４８号**
富山県高岡市木津1378番地４、前住所富山県高岡市石瀬673番地　フェリーチェⅢ101号
破産者　森　諭宇大
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

**令和８年（フ）第１８４号**
山梨県甲府市貢川１丁目10番７号
破産者　清水　敬士
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

**令和８年（フ）第１８５号**
山梨県甲府市貢川１丁目10番７号
破産者　清水　一美
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

**令和７年（フ）第１３５号**
埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘５丁目27―11　ベルメゾン鶴ヶ島108、開始決定時の住所長野市若穂川田3323番地
破産者　山岸　　靖
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

**令和８年（フ）第７０号**
静岡県富士宮市山本216番地の31
破産者　佐野　直也
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

**令和８年（フ）第１３７号**
静岡県富士市入山瀬839番地の11
破産者　佐藤　徳男
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

**令和８年（フ）第１４１号**
静岡県富士市広見東本町７番３号、前住所静岡県富士市大淵100番地の24
破産者　北原　卓也
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

**令和７年（フ）第２４２６号**
名古屋市東区泉１丁目１番18号　プレサンス泉セレグレード1202号、住民票上の住所大阪府堺市堺区向陵西町２丁２番６－１号
破産者　亀井　庸一
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和７年（フ）第３１４５号**
愛知県海部郡大治町大字西條字尼ケ須賀40番地　ルミリアおおはる215、従前の住所愛知県海部郡大治町大字西條字南井口33番地の１
破産者　松村　正義
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第１２８４号**
愛知県東海市名和町中小松揃16番地の１　エントピア・アイランド３－Ｃ
破産者　戸川　孝則
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第１５４５号**
愛知県知多郡武豊町東大高川南17、住民票上の住所愛知県知多市新知字西屋敷64番地
破産者　カービューティプロサンライズこと　山口　清史
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第１５８１号**
愛知県知多郡東浦町大字石浜字八ツ針１番地の66
破産者　牧戸　秀太
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第１６２２号**
愛知県東海市高横須賀町川田61番地　ローランヒルズ103号
破産者　近藤　晋一
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第１６９５号**
愛知県北名古屋市西之保清水田67番地　マンション丘１－Ｂ
破産者　水谷　　学
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和７年（フ）第６３６５号**
大阪市平野区流町３丁目７番21号　Ａｚｕｒ　Ｂｏｉｓ流町301
破産者　八木　優斗
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（フ）第１３８６号**
大阪府枚方市山田池東町18番４号、申立時の住所大阪市港区夕凪１－４－12－601
破産者　宮脇　歌鈴
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（フ）第１７１０号**
大阪府東大阪市吉田本町３丁目５番56号　コンフォールセゾン　401号室
破産者　旭洋製作所こと　和田　和久
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（フ）第１８５５号**
大阪府豊中市東豊中町５丁目33番５－Ａ303号
破産者　坂　　耕介
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部